

平成 30 年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

平成30年度事業計画

○ 趣旨

少子・超高齢社会の到来、多様な価値観と働き方の変化など、社会が変容していく中、「地域包括ケアの深化・進化」に向けて、昨年6月社会福祉法が改正され、地域住民の役割として、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る事が明記され、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることになっており、今後、各市町村では「我が事丸ごと地域共生社会」の実現に向けて、住民の地域福祉活動参加への環境整備や全世代・全対象型の包括的な相談支援体制づくりがすすめられます。

そして、今年2月には「高齢者対策大綱」が閣議決定され、すべての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指すとともに、地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作ること目標に掲げています。

宮若市においては、すでに高齢化率が33%を超え、人口は減少しているものの世帯数は増加し、核家族がさらに進んでいます。そこで、定住促進をすすめるとともに介護予防日常生活支援総合事業の推進やそのための拠点整備事業の実施、貧困対策や障がい者差別解消法に沿った取り組みなど、計画を策定し施策の推進を図っています。

このように、団塊世代が75歳を迎える2025年に向けて、数々の施策が推し進められていますが、その根幹をなすものは、地域住民の主体的な活動であり、住民が生活福祉の課題を自らの課題としてとらえ、関係機関と共有・連携しながら、積極的な参加によりその解決にむけて取り組みをする地域福祉の推進が不可欠となっています。

この役割を担う団体である社会福祉協議会では、これまで福祉委員の研修会や地域福祉セミナー、地域福祉ゼミナールなど学習する機会を設け、災害対応を含めた地域の取り組みの大切さを伝えてきました。現在、78自治会中66自治会で福祉委員を設置し、21自治会で福祉会を設置、26自治会でいきいきサロンの取り組みがされるなど少しずつ広がっています。また、ふれあい台帳の作成や福祉マップの作成など、日常的な見守りのシステムづくりの取り組みがはじまりました。その他、市の生きがい活動支援通所事業が高齢者居場所づくり事業に変わり、閉じこもりを防ぎ介護予防を進める「あったかサロン」を、若宮地区・笠松地区から宮田地区にも広げる事になっています。

今、社会福祉を取り巻く課題は多く、あらゆる面での地域の取り組みと公的施策が一体となった福祉の取り組みが必要になっています。これまでの住民参加の取り組みを基盤に、行政、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体等との連携・協働を生かし、皆さんが抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化しながら、その解決や予防に向けて、社会福祉協議会だからこそのより効果のある事業を実施し、しあわせなまちづくりに努めます。

(1) 地域福祉の推進

○ 現状と課題

「地域包括ケアの深化・進化」に向けて、地域住民及びその世帯が抱える課題を、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」として主体的に取り組んでいくための仕組みづくりや、複雑化する生活福祉の課題に対し、対象者ごとの福祉サービスを、縦割りから丸ごとへと変換していくことを求めています。そして、地域住民の主体的な活動は、補完的な社会福祉の取り組みではなく、関係機関との課題の共有・連携していく中で、重要な施策として位置づけられています。

社会福祉協議会では、これまで民生委員さんとともに地域福祉の担い手として福祉委員の設置を進め、66自治会において366名に委嘱、内、21自治会では福祉会が組織され、定期的な会合での情報交換や福祉マップの取り組みが進められるなど徐々に意識が高まっていますが、まだまだ全市的には広がっていません。

今年度も、引き続きセミナーなど学習する機会を設けるとともに、地域での座談会を積み重ねながら課題意識を高め、理解を広げるとともに、出来る事からまず取り組みを進められるような支援を行い、地域福祉の取り組みを進めていきます。

○ 事業趣旨

我が事丸ごと地域共生社会を進めるためには、地域住民が地域課題を整理して認識し、関係機関と協力しながら取り組みを進めるための組織として、福祉会の設置が必要である。そこで、引き続き自治会あるいはブロック別の座談会等を開催し、各自治会の状況にあった組織づくりを進める。

また、災害にも強い地域づくりを進めるため、ふれあい台帳や福祉マップの取り組みを進め、日頃からの支援体制を構築するとともに、関係機関との協働による丸ごと解決できるような仕組みづくりに取り組み、地域の福祉力を高める。

○ 事業

福祉座談会の開催	地域の福祉課題を認識し、主体的な取り組みの必要性について理解を深めていただくために、校区や自治会での座談会を開催する。 また、取り組みを始めたところについては、活動が軌道に乗るまで、引き続き地域に出向き、より効果的な活動ができるよう支援する。
福祉会、福祉委員の設置推進 研修会の開催	地域の見守りネットワークの構築や相互支援、サロン活動など新たな絆作りを進めるために、福祉委員の設置や福祉会の組織化を進めていく。 また、すでに取り組んでいる地域においては、ふれあい台帳の整備や福祉マップの作製などを呼びかけ、災害時にも強い地域づくりを提案し、活動の質を高めていく。
地域歳末・年始事業の推進	歳末たすけあい募金を財源として、地域で行われる年末・年始の助け合い活動を推進し、地域の絆づくりを進める。

(2) ボランティア活動の推進

○ 現状と課題

昨年の九州北部豪雨災害においては、多くの家屋が土砂に埋まり、現地に災害ボランティアセンターが設置され、多くのボランティアが支援に駆けつけました。宮若市にもおいても、災害ボランティアセンターへの職員派遣やボランティアバスを運行し、市民に呼びかけ復旧支援を行いました。このように相次ぐ自然災害においては、ボランティアの力が復旧の原動力として重要視され、その意識を高めていくことは、災害にも強い地域づくりにもつながります。また、地域包括ケアシステムにおいては、身近な地域での住民の支え合いが介護予防と日常生活支援に必要とされ、高齢者のボランティア活動にポイントを付与する「介護支援ボランティア事業」などの取り組みがなされており、ボランティア活動は、施策の一つとして重要な役割を担っています。

社会福祉協議会では、ボランティアコーディネーターを設置し、市民のボランティア意識を高め、必要とする人に必要なボランティアを派遣するコーディネートの充実や、新たなボランティアの養成、既存のボランティアの活動支援など取り組みを進めています。

しかしながら、災害ボランティアなどでは若い人も参加がありますが、常時の活動はというと高齢化が進み、グループによっては世代交代が進まず会員が減少するなどの課題もあり、若い人を取り込む活動メニューの開拓や企業との連携など、取り組みの幅を広げていく必要があります。

今後もボランティアに対する市民の意識を高めて多くのボランティア登録を進め、これらの課題に取り組みながら、災害にも強い市民参加によるまちづくりを進めて行く必要があります。

○ 事業趣旨

市民へのボランティアに対する意識を高めるため、広報やホームページ、フェイスブック等で活動の紹介や必要とするボランティアの募集などを行い、これからボランティアをしたいという人たちの登録を進め、皆さんのおもいが形として伝わるようなコーディネートをを行い、社会貢献と自分創造の場を広げる。

また、地域のニーズに即した活動を進めるため、そのための養成講座の開催など、ちょっとした援助ができるような地域限定のボランティアの組織化を呼びかけ、既存の制度と合わせて住民主体の活動による支援の輪を広げる。

○ 事業

ボランティア コーディネートの充実	ボランティアをしたいという思いや、ボランティアに来てほしいという要望など、幅広く情報を収集し、より多くの活動メニューや活動の場を設け、コーディネートすることにより、互いに支え合うまちづくりを進める。
ボランティア入門講座、 スキルアップ講座の開催	ボランティア活動のきっかけづくりとして、入門講座を開催し、地域の福祉課題に対応したボランティアを育成する。 また、既存のボランティアを対象として、意識と活動の質を高めるためにスキルアップ講座を行う。
サロンサポーター養成講座の 開催	介護予防の推進役として、サロン等で活躍するボランティアを育成するため、養成講座を開催する。 また、ボランティア団体が主催する介護予防体操を普及するための教室を支援する。

手話サロンの開催	聞こえない皆さんの文化を理解し、交流と社会参加を進めるため、気軽に簡単な会話程度の手話を学ぶ手話サロンを手話の会の協力を得て開催し、地域で活動するボランティアを養成する。
ボランティア活動の支援	市内で活動する団体・個人でまだ登録されていない人や、これからボランティア活動をしたい人のセンターへの登録を進めるとともに、活動を支援する。 また、活動に当たっての課題や問題点などを整理して、その解決に向けて個別に支援しながら活動の活性化と拡充を図る。
ボランティア活動の広報・啓発活動の充実	広報・ホームページ、フェイスブック等で、ボランティア活動の紹介やニーズの掲示を行い、ボランティア活動の充実を図る。
ボランティア保険の加入推進	安心してボランティア活動を行っていただくため保険の加入推進を図る。

(3) 相談機能の充実

○ 現状と課題

少子化・高齢化と核家族化、単身世帯の増加など、家族形態や働き方の変化、多様な価値観の存在など社会は大きく変容しています。それに伴い、生活福祉の課題は多岐にわたり、貧困や介護、権利擁護、そして声なき貧困と言われる孤独や孤立、ひきこもり、そして離婚・金銭問題、支援を必要とする人の社会参加の課題、近隣とのトラブルなど、日常生活において不安を抱えている人も多く、その相談窓口としての社会福祉協議会の役割は、より大きくなっています。

現在、月1回弁護士による無料法律相談の他、生活不安等に対する日常的な相談は、職員が常時受付し対応しています。また、生活福祉資金の貸付、フードバンクの他、判断能力が低下した人に対し自立に向けた支援を行う日常生活自立支援などの事業により、生活の自立に向けて取り組んでいます。

しかしながら、制度を知らない、あるいは相談に行くのをためらうなど、窓口まで来られない潜在的なニーズは多いと考えられ、そのような方にどう対応していくのかという課題もあります。

また、相談後のフォローについても、社協の行う事業だけで生活課題のすべてに対応することは困難であり、行政や専門機関、地域との連携が不可欠になっています。

○ 事業趣旨

日常的な生活福祉の課題は、本人・家族の生命・生活に直結し、社会関係さえも欠損することもあることから、抱える課題を寄り添いながら整理し、柔軟な対応で、自己決定による解決に向けて取り組んでいく。また、潜在的なニーズについては、民生委員・福祉委員等地域の関係者に協力を求め、地域のネットワークを生かして「社協に相談すれば何らかの糸口が見つかる」というような、気軽に相談できる場所としての周知を図る。

相談内容によっては、対応する施策が無い、あるいは対応できない場合など、解決の糸口が見つからないような困難な課題に対し、サービスの検討や既存の施策の柔軟な対応について市・関係機関と協議し、その後のフォローも含めて連携しながら継続して支援を行い、生活の自立に向けて取り組む。

○ 事業

心配ごと相談・弁護士無料法律相談の実施	月1回弁護士による無料法律相談を実施する。また、住民の皆さんの生活不安に対する総合相談を常時受け付け、関係機関と連携し解決に向けて取り組む。
生活福祉資金貸付事業の受付	県社協から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助をする。
日常生活自立支援事業の実施	基幹社協(直方市)から委嘱を受け実施している日常生活自立支援事業について、関係機関の協力を得ながら実施する。
フードバンクの開設	商店・事業所・ボランティア等から食糧品を寄贈していただき今日・明日の食べるものにも窮している世帯へ配布するフードバンクを開設し、市の生活困窮者支援窓口と連携して、生活の安全を確保する。

(4) 高齢者の支援

○ 現状と課題

団塊世代が75歳以上となる2025年への対応として、「高齢者対策大綱」が閣議決定され、エイジレス社会や高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作ることが目標に掲げられています。そして、「地域包括ケアの進化・深化」を掲げ、縦割りを排除した医療・介護・福祉の連携と高齢者も含めた地域住民の主体的な活動により、住み慣れた地域での生活維持を基盤とする社会づくりを目指しています。

宮若市においては、昨年より介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、これまでの介護予防事業を見直し、緩和した基準によるサービスや住民主体の支援、短期集中予防サービスなど取り組みを進めています。また、新たな資源開発に取り組む生活支援コーディネーターの配置、認知症ケアパス、高齢者が担い手になることで介護予防を進める介護予防ボランティアの登録など事業を展開しています。

社会福祉協議会においては、介護予防を目的としたいきいきサロンが現在26地区で開催され、さらに広がっています。また、閉じこもりを防ぎ、社会参加のきっかけづくりとするふれあい交流会では年々参加者が増加し、地域での見守り活動も広がっています。

しかしながら、高齢者の核家族化が進み、孤立や孤独に対する取り組み、買い物や医療機関への交通機関の確保、認知症への対策など課題も多く、その取り組みが急がれています。

今後も市民に理解を求めながら、自治会・市・関係機関との協働により、高齢期でも安心して豊かな暮らしができる地域づくりに向けて取り組みを進めていく必要があります。

○ 事業趣旨

高齢になっても、生きがいを持ち豊かに暮らせる地域コミュニティづくりを目指し、介護予防を目的とした自治会主催によるいきいきサロンや、支援を必要としている人を早期に発見し孤立を防止するための取り組みとして、ボランティアによるふれあい電話、地域福祉会によるネットワーク活動、老人クラブによるふれあい訪問員活動など、地域の相互支援の輪を広げ、行政や関係機関と連携しながら、高齢者が抱える課題に対して、柔軟な対応ができるようなやさしいまちづくりを進める。

○ 事業

サロン活動の推進	高齢者の閉じこもり防止と介護予防を進めるため、自治会単位の高齢者サロン活動を推進する。 また、サロンのマンネリ化を防ぐため、サロン関係者の研修会などを開催し、活性化していくとともに、他の自治会へも開催を呼びかけていく。
ふれあい交流会の開催	高齢者の引きこもりを防ぎ、介護予防と社会参加を進めるため、ふれあい交流会を開催する。
ふれあい電話の実施	一人暮らしの高齢者宅に電話による訪問を行い、話し相手をする事で安否確認を行う。 また、ボランティアによるお誕生日カードや年賀状の送付など利用者との交流を図りながら、ニーズにあったサービスを展開していく。
高齢者相互支援推進事業(ふれあい訪問員)の活動支援、連携	老人クラブが実施する高齢者相互支援推進事業(ふれあい訪問員活動)の活動支援を行い、連携しながら、関係機関と協力して見守りネットワークを広げるとともに、高齢者相互の助け合い活動を推進する。

(5) 障がいを抱えている人への支援

○ 現状と課題

障がい者の権利条約に沿って、すべての国内法が整い、障がいを理由としたあらゆる権利の侵害が禁止され、雇用も含めて社会参加に対するすべてに合理的配慮が求められています。

宮若市においては、平成 29 年度に第 3 次障がい者計画と福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を基本理念に掲げ、施策の推進を図っています。

社会福祉協議会では、障がい者の社会参加を進めるべく、福祉車両の貸出や交流の場として「障がい者サロン」の開催、障がい者団体に委託しての「アンテナショップ 共に」の開設、障がい者週間の啓発行事としての「ふれあいの集い」の開催など、障がいについての理解を広め、相互の交流と社会参加を進めています。また各団体においても作業所の運営や研修会の開催、バスハイクなどのレクリエーションの開催など独自の取り組みを進めています。このように、多様な施策が進められていますが、障がいを抱える皆さんとその家族は、まだまだ多くの課題と不安を抱えており、共生社会の実現には至っていません。

今後、法の目的である障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、取り組みを進めていくことが求められています。

○ 事業趣旨

障がいの有無に関わりなく、互いの人格と権利を尊重し合い、安心して暮らせる共生社会を進めるため、障がいを抱える皆さんの社会参加を支援する事業を展開するとともに、広く市民に障がいについての理解と認識を深めていただくための学習の機会や交流事業を開催する
 また、障がいを抱えた皆さんのニーズを探り、関係機関・団体と協力して、そのニーズに適した事業展開をすることで、障がいを抱える人の社会参加を進めたい。

○ 事業

移送支援事業	リフトカーなど福祉自動車を活用し、市民に貸出をすることで、外出支援をする。 また、運転ボランティアの登録を進め、障がいを抱えた皆さんが気軽に外出できるような事業展開を行う。
障がい者サロンの開催	障がいを抱えた皆さんが気軽に参加でき、交流できる場として、ボランティア等の支援により社会福祉センターで定期的に障がい者サロンを開催する。
ふれあいの集いの開催	障がい者週間(12月3日～9日)の啓発行事として障がいの有無に関わることなく相互の交流と理解を広げるため、講演と展示等を主とした「ふれあいのつどい」を開催する。
障がい者団体への支援と連携	障がいを抱えている人のニーズにあった事業展開を進めるため、団体の活動を支援し、連携して、雇用創出の場の提供など、社会参加を進める。

(6) 子育ての支援

○ 現状と課題

平成 27 年にスタートした子ども子育て新制度では、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるべく、もっとも身近な市町村が中心となって、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し施策を進めるとともに、「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、企業等からの事業主拠出金を財源として、事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進しています。
 宮若市においても、平成 27 年にこの制度に沿って、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを把握し、5年間を計画期間とする「宮若市子ども・子育て支援事業計画」を作成、「すべてのこどもの笑顔のために、みんなで支える子育てのまち」を基本理念として、この計画に沿って、幼保一元化による受け入れ態勢の整備や家庭児童相談室の設置、乳児全戸訪問など取り組みを進めています。また、生活困窮者の自立相談や子育て支援センターの設置、社会福祉協議会においても、チャイルドシートの貸出事業やフードバンクの設置、子育て交流会、リユース事業などにより支援を行っています。
 市から受託している学童保育については、若宮地区・笠松地区の小学校の統合により 5 学童 8 クラスで運営し、新制度による学童保育所の設備運営の基準並びに指針に沿って事業所指定を受け、職員の資格の取得や運営基準の制定、緊急時の対応マニュアルなどを整備し、お家に帰るまでの第 2 のお家として安心して過ごせる環境を提供しています。
 今後も新制度が目指す必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取り組みが必要です。

○ 事業趣旨

すべての子どもたちと子育て世帯を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな成長と子どもたちの最善の利益が実現されるまちづくりを進めるため、乳幼児期における子育て世帯の交流の場の提供や団体の支援、子育て用品のリユース、チャイルドシートの貸出など、子育て世代を支援する。

また、社協と地域とのネットワークを生かして、子どもたちの貧困や虐待、支援を必要とする世帯を早期に発見し支援していくために、福祉関係者との協働により、地域での支援体制を進める。

学童保育については、今後も市と協働しながらよりよい環境を提供し、保護者と連携による協力体制と指導員の研修を充実させ、保育全体の向上を図り、保護者も子どもたちも安心して過ごせる学童保育の運営に努める。

○ 事業

子育て交流スペース設置、交流会の開催	子育ての仲間づくりを進めるため、開放型の交流スペースの提供や親子で交流するイベントの開催等、関係団体の協力を得ながら、取り組みを進める。
子育てサークルの支援	子育て団体の活動状況を把握し、必要な支援を行う。また、単体で出来ない事業については、協働して行う。
子育て用品リユース事業の実施	子育て用品について、必要がなくなった人が必要な人に譲るリユース事業を実施し、省資源化と経済的負担の軽減を図る。
チャイルドシート貸出事業の実施	乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図るためチャイルドシートの貸出を実施する。
学童保育所の運営	より適した学童保育を提供するため、指導員の研修体制を充実させるとともに、保護者との協力体制作りを進め、よりよい運営に努める。また、保育環境の向上に向けて、市と協議していく。

(7) 福祉教育の推進

○ 現状と課題

「高齢者大綱」においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図ると明記されています。そのためには、年齢とそれぞれのライフステージに応じた福祉教育が重要なプロセスとなります。

社会福祉協議会では、市民を対象としたゼミナールや地域の福祉関係者を対象としたセミナー、子どもたちのためのボランティアスクールなどを開催し、幅広い年齢層への福祉教育を実施しています。特にセミナーやゼミナールでは年々参加者が増加しており、市民の福祉への意識が少しずつ高まってきています。また、市内の全小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、点字や車イス体験、地域の障がいを抱えた方や高齢者をゲストティーチャーに招いての学習など取り組みが進んでいます。

地域住民の主体的な取り組みは、「地域包括ケアの深化・進化」においても重要な施策として位置づけられており、そのためには多くの福祉の心を育て、地域のきめ細かな取り組みへとつなげて行く事が重要です。今後もより効果的な学習の機会を提供しながら、「だれに・なにを・どのように伝えるのか」を十分吟味し、そして「どのように伝わった」を検証しながら、次の取り組みにつなげていくことが大切です。

○ 事業趣旨

市民の福祉力を育てるには、それぞれのライフステージにおける多様な福祉教育が必要である。そこで、支え合う福祉コミュニティの構築をめざし、身近な課題を取り上げ、関係者の協力によるセミナーやゼミナール、対象者の活動シーンに適した講座などを開催し、理解と認識を深めていただき、地域での活動に活かしていく。

子どもたちについては、教育委員会・学校等とも連携し、子どもの頃から福祉の心を育てるため、学習支援や情報提供、必要な機材の貸出、講師の紹介などにより福祉教育を支援する。そして、各学校間の温度差をなくしていくためには、研修会や情報交換を主とした連絡会等を開催し、質の向上と均一化を図る。

○ 事業

地域福祉ゼミナールの開催	福祉の心を育て、市民の福祉力の向上を目指して、地域の課題に適したテーマを設定し、講座を開催する。
地域福祉セミナーの開催	支え合う福祉コミュニティの構築をめざし、福祉関係者を対象に、身近な課題を取りあげ、それについて学んでいただくためにセミナーを開催する。
ボランティアスクールの開催	夏休み期間中に小学生を対象とし、体験を中心とした講座を開催する。
福祉協力校事業	各学校の福祉への取り組みを支援するため福祉協力校を指定し、その内容についても学校とも協議しながらより充実した福祉学習を行う。 また、連絡会や学習会を行い、取り組みの均一化を目指す。
福祉教育の支援	地域住民への福祉教育を進めるため、自治会や小学校区単位での学習会等を支援する。 また、学校における福祉教育を推進するため、福祉機材の貸出や講師紹介などを行う。

(8) 在宅福祉の支援

○ 現状と課題

介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みが進められています。そして、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指し、既存のサービスを見直して、地域活動支援員の配置、介護支援ボランティア登録制度など新たな取り組みも進められています。

社会福祉協議会では、生きがい活動支援通所事業としてあったかクラブ・サロン、食の自立支援事業として配食サービスを受託していますが、総合事業の開始に伴い、生きがい活動支援通所事業が廃止され、「あったかクラブ」については、市内の事業者が設置している緩和されたデイサービスへと移行、「あったかサロン」については、これまでどおり社協で受託して、「高齢者の居場所づくり事業」として全市的に広げることになっており、今年度は5月から西部ブロック(宮田地区)で開始します。

また、配食サービスについては、高齢化・単身世帯等の増加により、利用者が増加しており、緊急時の対応や安否の確認等のマニュアルを作成して、市・業者と連携したサービスの充実に取り組んでいます。

その他介護が必要な方への寝具洗濯サービスや一時的に必要な方への車イスの貸

し出しなどにより在宅福祉を支援しています。

今後「地域包括ケアの深化・進化」に向けて、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、縦割りの垣根を越えた他機関協働による包括的な相談支援体制の構築と、地域住民の参画と協働により、住み慣れた地域で多様なサービスを利用しながら今の生活を維持していく仕組みづくりが求められています。そのためには、関係機関や地域の福祉会活動等と協働し、柔軟な発想により、多様なニーズに対応する制度の隙間を埋めるようなサービスの開発と提供に取り組む必要があります。

○ 事業趣旨

市からの受託事業の実施や介護予防を目的とした事業を実施し、在宅福祉の充実に努める。また、地域と連携した制度の隙間を埋めるようなサービスの開発・提供をしていくために、地域の関係者に理解と協力を求め、協働しながらより充実したサービスを提供する。

○ 事業

配食サービス事業の実施	市から受託による配食サービスを実施し、食の自立と民生委員等関係機関と連携した安否の確認を図る。サービスの実施については、利用者本位のサービスの実施を心がけると共に、関係機関と情報を共有し、いち早く対応できるようなシステムを構築し、より安心できるサービスを提供していく。
高齢者居場所づくり事業の実施	市から受託し、「高齢者居場所づくり事業」としてブロック単位での「あったかサロン」の運営を行い、順次宮田地区へも広げていく。内容については、ボランティアの協力により、介護予防体操を基本として、花見や紅葉狩りなどのバスハイクも取り入れ、利用者の希望に沿った運営を行う。 また、自治会単位での高齢者サロン活動を普及させるため、指導員を派遣し、その基盤作りなど積極的に支援を行う。
寝具洗濯サービスの実施	介護が必要な方を対象に、寝具の洗濯サービスを実施する。
車イスの貸出	一時的に必要な人を対象に、車イスを貸し出す。また、介護保険認定者や身障手帳所持者など他の制度で対応可能な人には、その説明をし、より適した利用ができるよう支援する。

(9) 広報・啓発活動の充実

○ 現状と課題

情報化社会を迎え、インターネット等を活用した多種多様な手段により、適格な情報伝達が必要です。

社会福祉協議会では、3月にホームページをリニューアルし、より見やすい内容で義務化されている法人の情報公開と適格な情報提供、各種申請書のダウンロードなど啓発と利便性を図っています。また、2ヶ月に1回広報「ほっと」の全戸配布やフェイスブックをこまめに更新して、タイムリーな事業の紹介・案内などを行っています。その他、老人クラブの「長寿」、子育て連絡会「きらりん」の「Love Mama」など福祉団体においても広報誌を発行し情報を伝えています。

ふくしイベントとしては、ふるさとまつりで共同募金コーナーを設置し、役員やボランティア団体に協力していただき、募金活動を行っています。ふくしまつり等の独自イベントについては、関係団体との連携を深める必要があることから、市全体の福祉イベントとして、施設・団体等の協働による開催の方が望ましいことから、今後段階的に計画し、進めて行く必要があります。

市民に幅広く社協の事業と生活福祉について情報を伝達し、啓発しながら住民参加を促していくために、今後も多様な手段と方法により、より充実した取り組みが必要です。

○ 事業趣旨

広報、ホームページ、フェイスブック等により、こまめな更新をしながら、市民の皆さんへ幅広い福祉の情報を伝え、住民参加を促していく。特にホームページでは、法改正によりインターネットを通じた情報公開を行うとともに、より魅力的で見やすくわかりやすい内容の掲載に努める。

イベントについては、市のイベント等で募金活動も含めた啓発コーナーを設置する。また、施設・団体等関係機関との協議を進め、ふくしまつり等の独自イベントについて具体的に検討し、段階的に開催に向けて準備する。

○ 事業

広報の発行	市民の声や福祉情報、行事のお知らせなど福祉の情報紙として「ほっと」を2ヶ月に1回発行する。
福祉イベントの開催	市のイベント等で、共同募金等の啓発コーナーを設置し、呼びかけていく。また、独自イベントについて、施設団体等と検討していく。
ホームページ、フェイスブックの開設	行事のお知らせや事業の報告、情報公開など、適時掲載し、情報提供と啓発媒体としてホームページとフェイスブックを開設し、こまめな更新をしながら魅力的な内容で、より多くの人に情報を伝える。

(10) 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

○ 現状と課題

社会福祉センターは、古くから所田の湯として親しまれ、市民の憩いの場として多くの方に利用されています。また、福祉の拠点として障がい者団体、ボランティア団体、子育て団体などが、会議や活動の場として利用され、子育てサロンや手話サロン、障がい者サロンなどの事業を行っています。

しかし、市全体の高齢化の進行等により、常連の利用者の入院・入所・死亡など、全体的には入館者が少しずつ減少傾向にあります。

そこで、ステージイベントや季節に合わせた行事をボランティア等の協力により開催をしたり、広報等を通じての宣伝活動など、入館者を増やすための取り組みをしているところです。

また、センターは災害時には福祉避難所に指定されており、社会福祉協議会の事務局もあることから、災害時ボランティアセンター設置訓練など、もしもの時に備えての取り組みが求められています。

今後も、入館者の要望に沿ったイベントなども行いながらより多くの入館者を集めるとともに、福祉団体等の活動拠点として有効利用とともに、皆様のご協力をいただきながら、災害時訓練などをしていくことが大事です。

ふくしバスについては、月・水・金曜日に、市内5コースをバス2台で巡回し、公共施設にも停車するようにしていますが、コースによっては、乗車人数が少ないところもあり、今後、より利用しやすい運行方法について検討していく必要があります。

○ 事業趣旨

より多くの人に親しんでいただくため、季節の行事やイベントなども取り入れながら、居心地のよい環境作りに取り組み、利用者数の増加を促していく。また、社会参加の場や福祉活動の拠点として活用するとともに、もしもの時のために、福祉避難所としての機能の点検や災害時ボランティアセンター設置訓練等を行う。

ふくしバスについては、公共施設への交通機関の利用も含めて、より利用しやすい運行方法について検討し、広報等において周知しながら利用者を増やす。

○ 事業

社会福祉センターの運営・管理	市から指定管理を受け、センターの目的に沿った運営・管理に取り組む。
福祉避難所としての機能点検並びに災害時ボランティアセンター設置訓練の実施	大規模災害等の発生時に、福祉避難所としての機能を最大限に発揮するための取り組みとして、「災害時対応の手引き」に基づき、機能の点検や災害時ボランティアセンター設置訓練等を行う。

(11) 役職員の資質向上

○ 現状と課題

「地域包括ケアの深化・進化」に向けて、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等」が目指されており、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会への期待は、ますます大きくなっています。また、相次ぐ大災害においても、災害ボランティアセンターの設置、要援助世帯の支援などその仕組みづくりも含めて社協の役割は広がっています。これに添えていくためには、役員・職員が幅広い知識を持ち、見識を深め対応することが求められています。

現在、役職員の研修会の開催や県等が開催する研修会に参加し、災害時の対応や地域福祉の進め方、生活困窮への対応など研鑽を積んでいます。

今後も、住民の福祉ニーズに添えていくためには、役職員の資質の向上を図り、幅広い対応力を身に付けていく事が必要であり、そのための研修が必要です。

○ 事業趣旨

役員研修を開催し、それを事業に生かしていくことで、福祉のまち作りを進める。また、県等の研修会への参加や、自主研修の開催により、役職員のスキルアップに努める。

○ 事業

役員研修の開催	先進地視察を行い、今後の事業に生かしていく。
県等の研修会への参加	役職員が県等の研修会に参加し、質の向上を図る。
職員研修の開催	定例的な職員研修を開催し、職員の質の向上に努めるとともに、現状に応じた事業展開に向けて協議していく。

(12) その他

○ 事務局の受託

遺族会の事務局の受託	戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。
老人クラブ連合会の事務局支援	市老人クラブからの依頼により、事務局の支援を行う
共同募金運動の支援	福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、募金運動を支援する。